

議案第110号

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款の変更に関する同意について

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡北九州高速道路公社から、その基本財産の額の増加に伴い定款を変更することについて、地方道路公社法第5条第5項の規定により同意を求められたので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款の変更に関する同意について

福岡北九州高速道路公社から、その基本財産の額の増加に伴う定款の変更について次のとおり同意を求められたが、本件については、同意するものとする。

福北総第158号

平成27年12月22日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡北九州高速道路公社

理事長 山中 義之

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款変更に関する同意申請について

当公社に対する平成28年度分の福岡県及び福岡市からの出資については、当公社の基本財産の額が増加することとなるため、当公社定款第16条の規定を別紙のとおり変更する必要がありますので、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第5項の規定により、貴市の同意を求めます。

(別紙)

定 款 の 変 更 事 項

変 更 前	変 更 後
(基本財産の額) 第16条 この道路公社の基本財産の額は、 2,212億9,760万円とし、地方公共団体の出 資の額は、次のとおりとする。 福 岡 県 1,106億4,880万円 福 岡 市 819億 100万円 北九州市 287億4,780万円	(基本財産の額) 第16条 この道路公社の基本財産の額は、 2,215億1,960万円とし、地方公共団体の出 資の額は、次のとおりとする。 福 岡 県 1,107億5,980万円 福 岡 市 820億1,200万円 北九州市 287億4,780万円